



わたしが次の世代に伝えたいかまくら
「夏の朝」

撮影者：岡田 省三

5月臨時会・6月定例会開催 新役員決定—議員提案による条例制定議案を可決

6月定例会の動き

- 18名の議員が一般質問を行う……2面
- 決議1件を可決……………3面
- 議決した議案……………3面

5月臨時会の動き

- 5月臨時会を開催……………4面
- 新役員決まる……………4面

9月定例会は9月7日(水)
に開催予定です

請願・陳情の提出について

請願・陳情は、皆さんの意見や要望を市議会を通して行政に反映させる制度です。

請願・陳情には、定まった様式がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

また、提出はいつでもできますが、各定例会の受付期限までに提出されたものは、その定例会で審査をし、期限を過ぎて提出されたものは、原則として次回定例会での審査となります。

9月定例会の受付期限：9月6日(火)

6月定例会の主な議案の議決結果

議 案	議決結果	会派名						
		民 主 主 産	共 同 志 志	ネ 公 明	改 革 革	自 明 革	無 所 属	
任期付職員の採用等に関する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○
市民のくらしをまもる条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○
平成17年度一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
住民基本台帳の閲覧等の制限に関する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○
		○賛成 ●反対						

《市議会議員改選後、新たに会派が結成されました。各会派の所属議員は次のとおりです》

民主（民主党鎌倉市議会議員団）：○岡田和則、助川邦男、中村聰一郎、渡邊 隆、久坂くにえ
山田直人、早稲田夕季

共産（日本共産党鎌倉市議会議員団）：○吉岡和江、赤松正博、小田嶋敏浩、高野洋一

ネット（神奈川ネットワーク運動・鎌倉）：○森川千鶴、三輪裕美子、石川寿美、萩原栄枝

同志（鎌倉同志会）：○白倉重治、伊東正博、野村修平、前川綾子

公明（公明党鎌倉市議会議員団）：○大石和久、藤田紀子、納所輝次

改革（改革鎌倉）：○松尾 崇、原 桂

自民（自由民主党鎌倉市議会議員団）：○本田達也、高橋浩司

無所属：千 一、松中健治

(○印は代表者)

【会派とは】議会内で基本的に同じ政策（市政に対する考え方、意見など）を持つ議員の集団をいいます。本市議会では、代表質問を行ったり議会運営委員会の委員となる、いわゆる議会運営上の交渉会派は所属議員2人以上としています。

野村修平
監査委員

腰越
六十二歳
(鎌倉同志会)
市議会議員当選三回
議会運営委員長、文教常任委員長などを歴任



藤田紀子副議長

市議会議員當選四回
監査委員、議会運営委員長
総務常任委員長、文教常任委員長などを歴任
(公明党鎌倉市議会議員団)
由比ガ浜 五十九歳



助川邦男議長

市議会議員當選八回
議長、副議長、監査委員
文教常任委員長、建設常任委員長などを歴任
(民主黨鎌倉市議会議員団)
鎌倉山 六十二歳

任期満了に伴う市議会議員選挙が四月二十四日に行われ、二十八名の新たな議員が決まりました。市議会は五月十九日、議員改選後の初議会となる臨時会を開きました。臨時会では議長、副議長の選挙が行われたほか、各常任委員会、議会運営委員会などの委員構成が決まりました。また、市長から提出された鎌倉市民健康保険条例の一部を改定する条例の制定など、専決処分一件を承認し、議会選出監査委員の選任に同意しました。

【議長、副議長選挙の経過】
五月十九日に本議会を開会した後、いつたん休憩し、各派代表者協議会を開きました。そこで役員の選出方法について協議を行い、各会派から選任された役員選考委員会を設置しました。

【議長選挙の結果】
藤田紀子議員 二十票
吉岡和江議員 四票
赤松正博議員 五票
無効票 一票

協議・調整を行った結果、議長候補には助川邦男議員、副議長候補には藤田紀子議員を選出しました。本会議再開後選挙を行った結果は次のとおりです。

5月臨時会開催 新役員決定

第17期 市議会議員と市三役
(平成17年5月15日~21年5月14日)

委員会名	委員(◎委員長 ○副委員長)	委員会名	委員(◎委員長 ○副委員長)
総務常任委員会	◎小田嶋敏浩 ○三輪裕美子 千一 山田直人	建設常任委員会	◎伊東正博 ○大石和久 助川邦男 萩原栄枝 松尾崇 渡邊隆
文教常任委員会	◎高橋浩司 ○石川寿美 納所輝次 前川綾子 中村聰一郎 高野洋一 松中健治	議会運営委員会	◎中村聰一郎 ○大石和久 早稲田夕季 本田達也 松尾崇 三輪裕美子 伊東正博 吉岡和江
観光厚生常任委員会	◎吉岡和江 ○岡田和則 久坂ぐにえ 本田達也 藤田紀子 野村修平 森川千鶴	議会広報委員会	◎萩原栄枝 ○納所輝次 久坂ぐにえ 原桂 前川綾子 高野洋一 高橋浩司

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

地方分権改革の早期実現に関する意見書

地方六団体は、基本方針2004に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。しかしながら、昨年11月の三位一体の改革についての政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を16年度分に含め、おおむね3兆円とし、その8割を明示したものの、残りの2割については、平成17年度中に検討を行なう結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議を初め、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の三位一体の改革の実現を図るために、残された課題について、地方六団体及び関係団体の意向を十分踏まえ、改革の実現を強く求めるものである。

記

- 1 おおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 2 生活保護費負担金の最終的な取り扱いは、国と地方の協議の場において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対に認められないこと。
- 3 地方交付税制度については、基本方針2004及び政府・与党合意に基づき、地方公共団体の財政運営に支障がないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、税源保障機能、財政調整機能を充実強化すること。

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このように中、二元代表制のもとでの地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、みずから議会改革等を積極的に行なっているところがあるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分發揮するためには、解決すべきさまざまな制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、議会と首長との関係等にかかる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会に係る制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えるとき、住民自治の合議体である議会が自主性・自律性を發揮して初めて地方自治の本旨は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において、議会のあり方を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②議員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の機能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く要望する。

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求めるに関する意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関のみならず民間事業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。しかしながら、本年4月から個人情報保護法が全面施行された中にあって、市町村の窓口において、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報が、原則として誰でも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべき課題である。

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。しかし一方、高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安は高まっているのも事実である。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取り組みでは補い切れないと感じさせている。住民の生命と財産を保護すべき自治体としては、現行の閲覧制度のもとでは、こうした事態への対応は極めて困難である。

よって、国・政府に対し、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関などの職務上の請求や世論調査など公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じるよう強く要望する。

委員会広報委員会
委員長 原前川
副委員長 納所輝次
委員 高橋浩司
委員 前川桂
委員 久坂ぐにえ
委員 高野洋一
委員 稲葉綾子
委員 関根栄枝

責任があります。
さて、四月の選挙が終わりました。勉強やスポーツに、充実した毎日を過ごしていることだと思います。しかし、この時期は事故やけが多く、一層の注意が必要です。私たち大人が、子どもたちの安全を見守つてください。
子どもたちにとって楽しみな夏休みとなりました。見やすく分かりやすい紙面作成をして参ります。皆様のご意見、ターネットなどを利用して議会がより身近になるよう努力をよろしくお寄せください。

編集後記

平和・人権・民主主義と安全が保障される社会は、世界各国市民の願いであることは論を待たない。平和と基本的人権の尊重を掲げる日本国憲法の精神を大切にしている三浦半島に住む市民として、私たちはいかなる戦争やテロ行為、そして武力行使にも参加・協力しないという姿勢を堅持することが最も大切であると考える。

米国は、横須賀港を米海軍の基地とし、これまで原子力潜水艦を入港させてきた。もし、万が一放射能事故が起これば首都圏全域にはかり知れない被害をもたらすと言われ、私たちは、その危険性をいつも感じさせられている。

特に、クラーク米海軍作戦部長が2月10日に横須賀を母港としている空母キティホークの後継として2008年に原子力空母配備を表明し、原子力空母横須賀配備計画が表面化してきていることは看過できない。原子力艦母港化による放射能事故は、人体ばかりでなく生物すべての死をもたらし、市民の不安は大きいものがある。

よって、非核三原則の原点に立ち返り、原子力空母等の母港化に反対し、横須賀米軍基地を市民に返還せざるよう、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、衆議院議長、参議院議長が努力するよう強く要請する。